

## 奈良県告示第三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、馬司  
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ  
た。

令和三年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 野口 正博

大和郡山市馬司町一〇三三

理事 吉田 裕史

一〇五四

理事 池田 定雄

一〇五六

理事 辰巳 英史

一〇三四一一

理事 増村 正司

一〇〇〇

理事 片岡 秀訓

一〇一六

監事 藤田 耕司

一〇一四

監事 植村 寛

一〇一七

### 二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 野口 正博

大和郡山市馬司町一〇三三

理事 吉田 裕史

一〇五四

理事 辰巳 英史

一〇五六

理事 池田 定雄

一〇三四一一

理事 吉田 裕史

一〇五四

監事 片岡 秀訓

一〇一八

監事 植田 昌克

一〇一七

監事 植村 寛

一〇一六

監事 増村 正司

一〇三四一一

監事 増村 正司

一〇〇〇